住宅エコポイント

住宅市場の活性化と住宅の省エネ化を推進しつつ、あわせて東日本大震災の復興支援を図るため、住宅エコポイントが再開されました。

住宅エコポイント制度とは…

断熱性能の高いエコ住宅の新築、または断熱効果の高い窓や壁などを取り入れたエコリフォームに対して、追加で実施する工事費用への充当や、被災地の産品や製品等との交換可能なポイント(エコポイント)を付与する制度です。

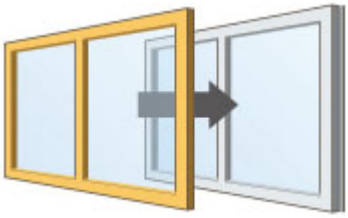

エコ住宅の新築

一戸あたり 最高 **17万ポイント**
(被災地32万ポイント)

エコリフォーム

一戸あたり 最高 **45万ポイント**

ポイント交換について

発行ポイントのうち 1/2 までは、即時交換またはエコ商品との交換が可能です。

発行ポイントのうち 1/2 以上は、復興支援商品との交換が必要となります。(支援団体(日本赤十字など)への寄付も可)

ポイントの半分以上は被災地復興支援商品

被災地への義援金・寄附 | 被災地の産品・製品 | 被災地の商品券等

環境配慮商品・寄附、追加工事への即時交換

省エネ・環境配慮商品 | 環境寄附 | 追加工事への即時交換

※被災地とは 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」
岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部（10 県 221 市町村）

復興支援・住宅エコポイント事務局

電話番号 **0570-200-121** ナビダイヤル（有料）
※ご利用いただけない場合（IP電話、PHSなど）
申請前：03-4334-9256（有料）、申請後：03-4334-9257（有料）
受付時間 **9：00～17：00**（土・日・年末年始含む）

復興支援・住宅エコポイント 検索
fukko-jutaku.eco-points.jp

エコポイント交換について

エコポイントで交換できる商品・サービス

発行ポイントのうち 1/2 までは、即時交換またはエコ商品との交換が可能です。
発行ポイントのうち 1/2 以上は、復興支援商品との交換が必要となります。

1 「被災地支援」にポイントの半分以上を充当

「被災地支援」とは・・・

●被災地への義援金・寄附

●被災地の産品・製品

●被災地への商品券など

※被災地とは 「東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律」に基づく「特定被災区域」
岩手県・宮城県・福島県の全域、青森県・茨城県・栃木県・埼玉県・千葉県・新潟県・長野県の一部（10 県 221 市町村）

2 追加で実施する工事費用への充当（※即時交換）

●エコ住宅の新築／エコリフォームに追加で実施する工事にポイントを工事費用として充当することが可能です（1 ポイント＝1 円換算）。

※ポイントの即時交換の申請は必ず、申請受付窓口で行ってください。また、住宅エコポイント申請時に即時交換申請も同時に行ってください。

※追加工事はポイントの発行対象となる工事と同じ工事施工者が実施するもの（売買契約で住宅を購入した場合は、同じ販売事業者が発注するもの）が対象です。

3 環境配慮商品への交換または環境寄附